

児童発達支援事業 ほーぷ 令和7年度 事業計画書

◆ 目次 ◆

1 施設の目的	1
2 運営方針	1
3 療育内容の特色	3
4 実践計画	5
5 施設運営の概要	6
6 利用までの手続き流れ（参考）	8
7 職員体制	9



社会福祉法人 あじさい会

令和7年度 児童発達支援事業 ほーぷ 事業計画書

1 施設の目的

児童福祉法第43条の規定に基づき、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、通所による発達支援やその家族への支援を行う。

2 運営方針

「全ての人が幸せになるように願う」との法人理念のもと、発達に障害や遅れ（の疑い）が見られる子どもと保護者（以下「利用者」という。）の個々の状況とニーズに応じて、オーダーメイドで作成したきめ細かな「個別支援計画」に基づき、①本人支援、②家族支援、③移行支援及び④地域支援・地域連携の各視点から、利用者に寄り添い、必要な支援サービスを総合的に提供する。

(1) 一人ひとりの状況に応じた個別支援計画の作成

子ども一人ひとりの現状と、利用者の課題やニーズ等を丁寧に把握の上、子どもが自主的に生活する力や、基本的な生活習慣・社会性を身につけ、集団生活に適応することを目的として、オーダーメイドの「個別支援計画」を、保護者の同意を得て作成する。

これに基づき、日々の支援メニューに楽しい運動遊び・ふれあい遊びなどを取り入れ、子どもの特性と状況に応じ提供するとともに、家族支援を行う。

(2) 子ども本人の支援（5領域）

- ・ 本人支援は、以下の5つの領域の視点等をふまえて、子どもの状況・課題の評価と目標の設定（アセスメント）を行った上で、個々の子どもに適合したきめ細かな支援を提供する。

① 健康・生活（身辺自立）

自立に向けて、基本的な生活動作（清潔・着脱・排泄等）の獲得と主体性の習得を目指す。

② 運動能力の向上・感覚の活用

外部講師の指導のもと、運動療育の手法を取り入れた楽しい遊びを通じて、体幹・姿勢の安定、体力・身体機能の向上、バランス感覚の改善・充実（感覚統合）を図る。▶ P.4【参考3】

③ 適切な認知と行動の習得

子ども一人ひとりの認知の特性を理解の上で、目・耳・手指等の感覚から得られた情報から、自分をとりまく状況を認知し、適切な判断や行動へつなげられるよう支援する。

【取組例】応用行動分析手法（ABA）の活用

- ・ 子どもが望ましい行動をした場合に、褒めたりご褒美をあげたりして、望ましい行動が増えるよう働きかける。逆に、問題行動を起こした場合には、その原因を分析し、ご褒美や子どもが欲しい反応を与えないことで、徐々に問題行動をしないよう誘導していく手法。

④ 言語・コミュニケーション能力の向上

友だちや職員との交流を通じて、言葉や表情・身振りなど基礎的なコミュニケーション能力の向上を図る。

【取組例】インリアル（Inter Reactive Learning and Communication）アプローチ

- ・ 子どもの様子（言葉、表情、身振り・手振りなどの行動）をよく観察し、子どもの思い・気持ちを理解する。子どもが何かしたり言ったりしたとき、笑顔でうなずき、子どもの動作や言葉をそのまま真似て返したり、「～をしたいのね？～と言いたかったのね？」と優しく代弁したり補正してあげたりする。それにより、子どもは「相手に受けとめられている」と感じ、表現する意欲を高め、その結果、コミュニケーション能力・言葉の力が向上する効果が期待できる。

⑤ 人間関係・社会性

遊び等を通じて人の動きを模倣することや、「つもり遊び」「ごっこ遊び」等により、子どもの社会性の発達を図る。また、一人遊びから、役割分担やルールを守っての協同遊びへの移行を通して、仲間づくりと集団への参加を促し、他人との適度な距離感や社会性を身につけさせる。

(3) 家族支援

保護者がいつでも気軽に相談できるような雰囲気と関係性を構築し、適切できめ細かなケアに努める。日々の送迎時の保護者への声かけや情報交換、連絡帳の活用、定期的な面談（モニタリング）のほか、電話相談も随時丁寧に対応することで、保護者等の支援に努める。

(4) 移行支援、地域支援・地域連携

- ・ 子どもの通園先（保育園・こども園・幼稚園等）と情報共有・連携に努めるとともに、就学への円滑な移行のため、小学校等との間で必要な情報共有・連携を図る。
- ・ また、子どもの健やかな支援育成のため、関係の行政機関、他の通所先、医療機関等とも、必要な情報を共有し連携を図る。

【参考１】個々の利用者ごとの児童発達支援の流れ

ステップ	主 な 内 容
(1) 利用契約時の アセスメント (評価・査定)	・ 利用者に面談を行い、以下の事項を聞き取り把握する。 ① 子どもの現状（できること・できないこと、心身の状況、興味・関心） ② これまでの養育・支援環境、通園先の環境 ③ 利用者の意向・ニーズ（解決したい課題、目標、要望）
(2) 個別支援計画 の作成	i) アセスメントに基づき、以下を網羅した「個別支援計画」（原案）を作成。 ① 利用者の意向・ニーズ ② 子どもに対する総合的な支援目標と達成時期（長期目標、中期目標） ③ 生活全般の質を向上させるための課題 ④ 具体的な支援内容（時期・段階別のメニュー、手法等） ⑤ 支援サービス提供上の留意事項など ii) 全職員参加で個別支援計画（原案）を検討し、必要に応じて修正する。 iii) 個別支援計画を利用者に説明し、同意を得て、書面で交付する。
(3) 支援サービスの 提供	・ 個別支援計画に基づき、子どもへの支援サービスを開始する。 ・ 月次・週次の支援メニューにおいて、適宜、集団療育・個別療育を組み合わせる。 ・ 日々、支援開始前の打合せ、支援終了後の振り返りで、職員間で情報共有し、次回の支援に反映させる。支援内容は、適時、保護者に報告する。
(4) モニタリング	・ 継続したアセスメントのほか、支援の現場を見てもらった保護者と面談し、その時点における子どもの現状と課題、利用者の意向・ニーズ等を把握し、必要に応じて、個別支援計画を見直す。 ・ 利用開始から概ね3か月・6か月目、以降6か月ごとを目安に実施する。 ・ 個別支援計画の見直しには、全職員参加の支援会議での意見を反映させる。

3 療育内容の特色

(1) 運動療育

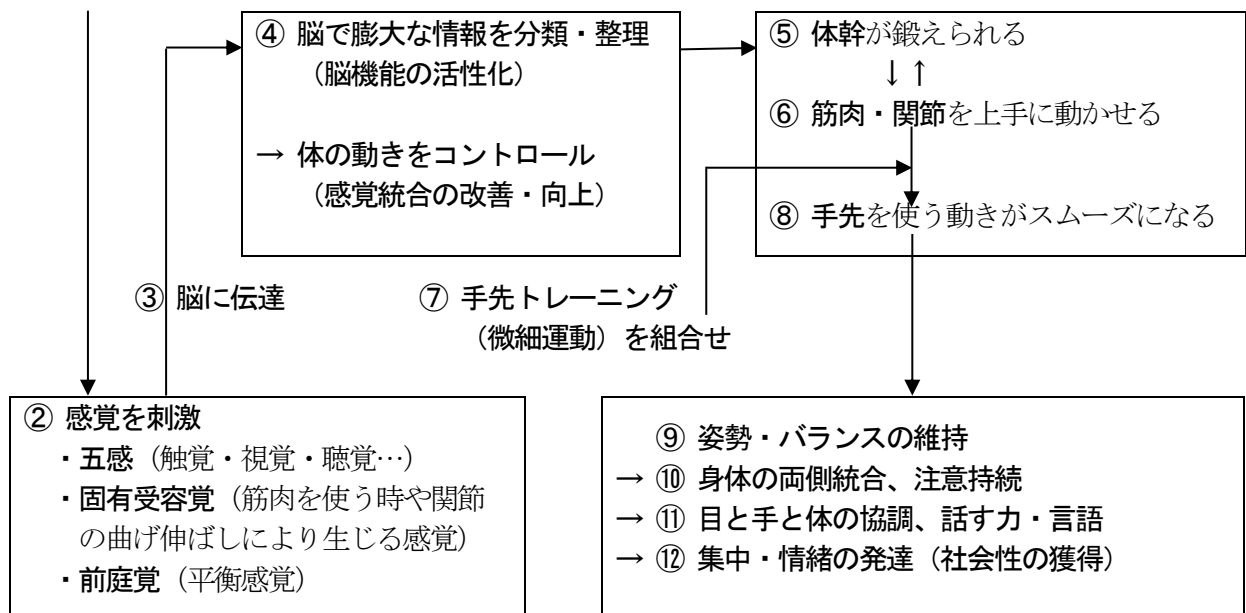
- ・ 発達障害には程度の差はあるが、発達性協調運動障害（DCD）を含んでいる場合が多いといわれる。その場合、脳から体をコントロールする指令を上手く伝わらなかったり、感覚が未熟なため、思い通りに体を動かせなかったり、バランスを崩しやすかったりする。
- ・ 一人ひとり、不器用さの種類や度合い、習熟の程度や速度が異なるので、個人ごとに見合った段階ごとの療育の進め方が重要になる。
- ・ 当所では、毎月、障害者スポーツ指導に携わる外部講師の協力を得て、個々の子どもの発達に応じた運動療育を取り入れたプログラムを作成し、運動遊び（粗大運動）を十分に行っている。

【例】 バランスボール、巧技台、平均台、四つ這い遊び、綱渡り、鬼ごっこ 等

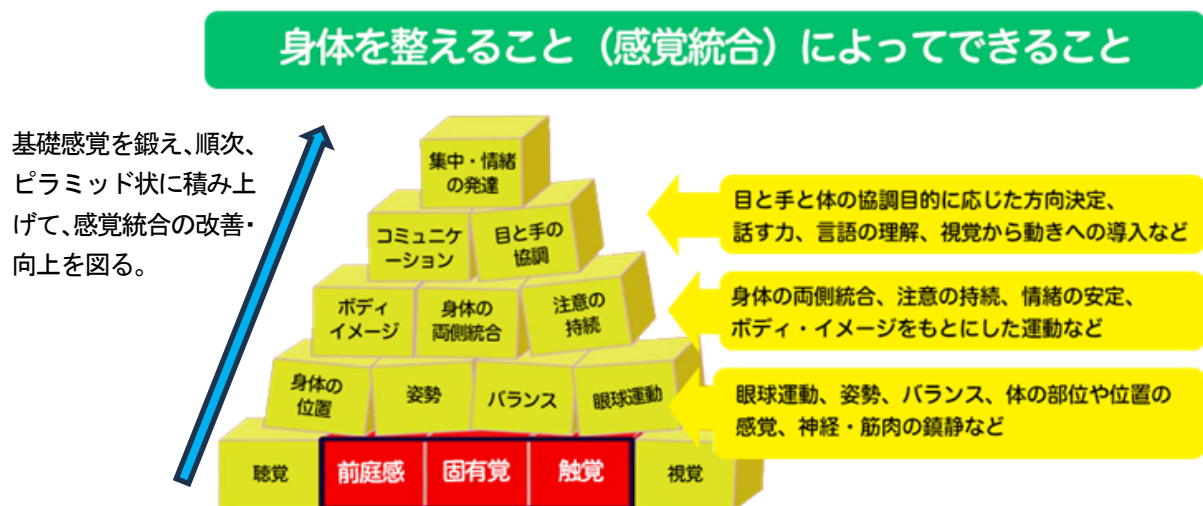
- ・ 個々の子どもに合わせた運動遊びにより、以下の効果が期待できる。
 - ① 「運動遊び → 脳に刺激 → 脳機能の活性化 → 筋肉を上手く動かせる」という好循環が生まれる。
 - ② 体幹が鍛えられる。体力や柔軟性が向上する。
 - ③ また、手先を動かすトレーニング（微細運動）により、手や指先の動きの改善を図る。
 - ④ 個々の子どもに合った「易しすぎず、難しすぎない」目標設定で、優劣なく、自分のペースで無理なく取り組める。目標を達成できると、達成感や成功体験による自己肯定感を得て、「次のこと、新しいことをやってみよう」とチャレンジの気持ち、ステップ・アップの意欲が湧いてくる。

【参考2】運動療育による発達支援の効果（概念図）

① 運動遊び（粗大運動）



【参考3】



(2) 集団療育と個別療育の使い分け

① 集団療育

大きな集団の中では自分の良さを発揮できない子どもも、2～5名程の小グループ活動を通じて、コミュニケーション、集団行動のルールや社会性を、体感で学ぶ効果が期待できる。

【例】カードなどのゲーム遊び、絵本読み聞かせ、ふれあい遊び、音楽遊び、運動遊び 等

② 個別療育

傍らの支援員に見守られながら、子どもが一人、机上で手指を動かす遊びを行う。手指を動かすことで、脳が刺激され活性化する効果が期待できる。

【例】パズル、折り紙、工作、お絵かき、積み木、手や指を動かす遊び 等

(3) 園外活動

あじさいこども園の園庭での遊びや、農園で季節の野菜を栽培し、土や虫に触れることで、自然と触れ合う楽しさを感じる。

4 実践計画

(1) コンプライアンス（法令遵守）の徹底

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）、児童発達支援ガイドライン（令和6年7月4日こども家庭庁）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）など関係法令の遵守
- ② 法人理念、保育（療育）理念、就業規則ほか各種規程の周知
- ③ ハラスメント被害にかかる「意見箱」の設置・運用（4月～職員からの通報への相談対応）
（労働施策総合推進法の改正、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法への対応）

(2) 虐待防止の徹底

- ・ 当法人は、あじさいこども園とほ一ぷを対象として一体的に、「利用児童への虐待防止等に関する指針」を制定する（令和6年10月29日付け）とともに「虐待防止委員会」を設置した。
委員会及び虐待防止のための研修を、年1回以上開催する。
- ・ また、ほ一ぷでは、職員会議、勉強会等で啓発動画の視聴等により、虐待防止について、職員の資質向上と意識共有を図る。

(3) サービスの質の向上

- ① 子ども一人ひとりに適応した療育内容の確立
達成目標に対する成果の評価をふまえ、療育内容を見直し（3か月・6か月のモニタリング）
- ② 利用者アンケートの実施と集約（事業に係る自己評価結果等を3月頃に公表）

(4) 子どもの安全確保

- ① 防災対策の充実
防火・防災設備の点検、非常災害時用備蓄品（食料・水、衛生用品等）、持ち出し袋の点検、避難訓練の充実等
- ② 危機管理のための園内研修の実施（AED使用方法、不審者侵入対策等）
- ③ 感染症対策、食中毒予防
- ④ ヒヤリハット記録の活用による事故の未然防止、再発防止

(5) 職員の資質向上

- ① 外部講師による園内研修や外部研修を受講し、療育従事者の意識・技量の向上を図る。
- ② 「報告・連絡・相談」を徹底し、風通しのよい職場環境を目指す。
- ③ スキルアップシートを活用して、年間の目標を明確にし、実行する。

(6) 地域との連携

- ① 「神戸市須磨区社会福祉法人連絡協議会」内での連携強化（ほっとかへんネット須磨）
- ② 子どもと保護者の支援のため、関係の行政機関、通園先の園、通所先、医療機関等との連携（情報交換、協力）

5 施設運営の概要

(1) 対象児童

2歳から就学前の年齢で、子ども家庭センター又は小児心療内科医により、入所が適当であると判断され、行政機関（須磨区役所又は北須磨支所の保健福祉課）から、「障害児支援受給者証」を発行された児童。ただし、幼稚園、保育園又はこども園との並行利用も可能。

(2) 一日の利用定員

10名 ※ 令和7年4月1日時点の予定利用人員は (9) のとおり

(3) 利用日・時間帯

- ・月曜日～金曜日（祝休日、年末年始〔12月29日～1月3日〕、その他警報の発令時を除く）
- ・午前 9:00～12:00、午後 14:00～17:00

(4) 月別療育日数（令和7年度）

（単位：日）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合 計 243
21	20	21	22	21	20	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
22	18	20	19	18	21	

(5) 一日の支援スケジュール（午前の部 9:00～12:00、午後の部 14:00～17:00）

午前の部	午後の部	支 援 内 容 等 ※（ ）内は一部代表例
9:00～ 9:15	14:00～14:10	順次登所、健康チェック、身辺整理
9:15～ 9:50	14:10～14:30	自由遊び、片付け
9:50～10:15		あいさつ、ふれあい遊び（手遊び、タオルブランコ、タオル電車、フープ）
	14:30～15:00	あいさつ、ふれあい遊び（手遊び、わらべうた、鬼ごっこ）
10:15～10:50		運動遊び（ミニサーキット、サーキット、ボール遊び）
	15:00～15:30	運動遊び（基礎運動、サーキット、巧技台、平均台、ボール遊び、縄遊び、マット運動）
10:50～11:10	15:30～15:50	トイレ、お茶、絵本
11:10～11:20	15:50～16:10	音楽遊び（リミック、リズム打ち）、個人課題（パズル、手先トレーニング）
11:20～11:50	16:10～16:50	帰りのあいさつ、身じたく、自由遊び
11:50～12:00	16:50～17:00	お迎え待ち（トイレ、絵本）、降所

(6) 送迎サポート

若宮保育園 →（市営地下鉄 名谷駅経由）→ ほーぷ（降所時は逆順）

(7) 年間行事予定

時 季	主な行事	内 容
春	春まつり	製作、ふれあい遊び、運動遊び（サーキット、ボール遊び等）、ゲーム遊び、音楽遊び、おやつなど ※ 四季を感じることができる楽しい内容で、年齢・状態に応じたメニューを企画する。
夏	夏まつり	
秋	ハロウィン	
冬	クリスマス会	

※ 感染症拡大期等には、日程・内容を変更する可能性あり。

(8) 児童の健康管理・安全確保

① 健康管理

委託医師 高野 智子（垂水区・たかのこどもクリニック院長）

② 安全確保

☛ P.5「4 実践計画（4）子どもの安全確保」を参照

(9) ほーぷの予定利用者数（令和7年4月1日時点）

① 1週間の曜日別利用人員

（単位：人）

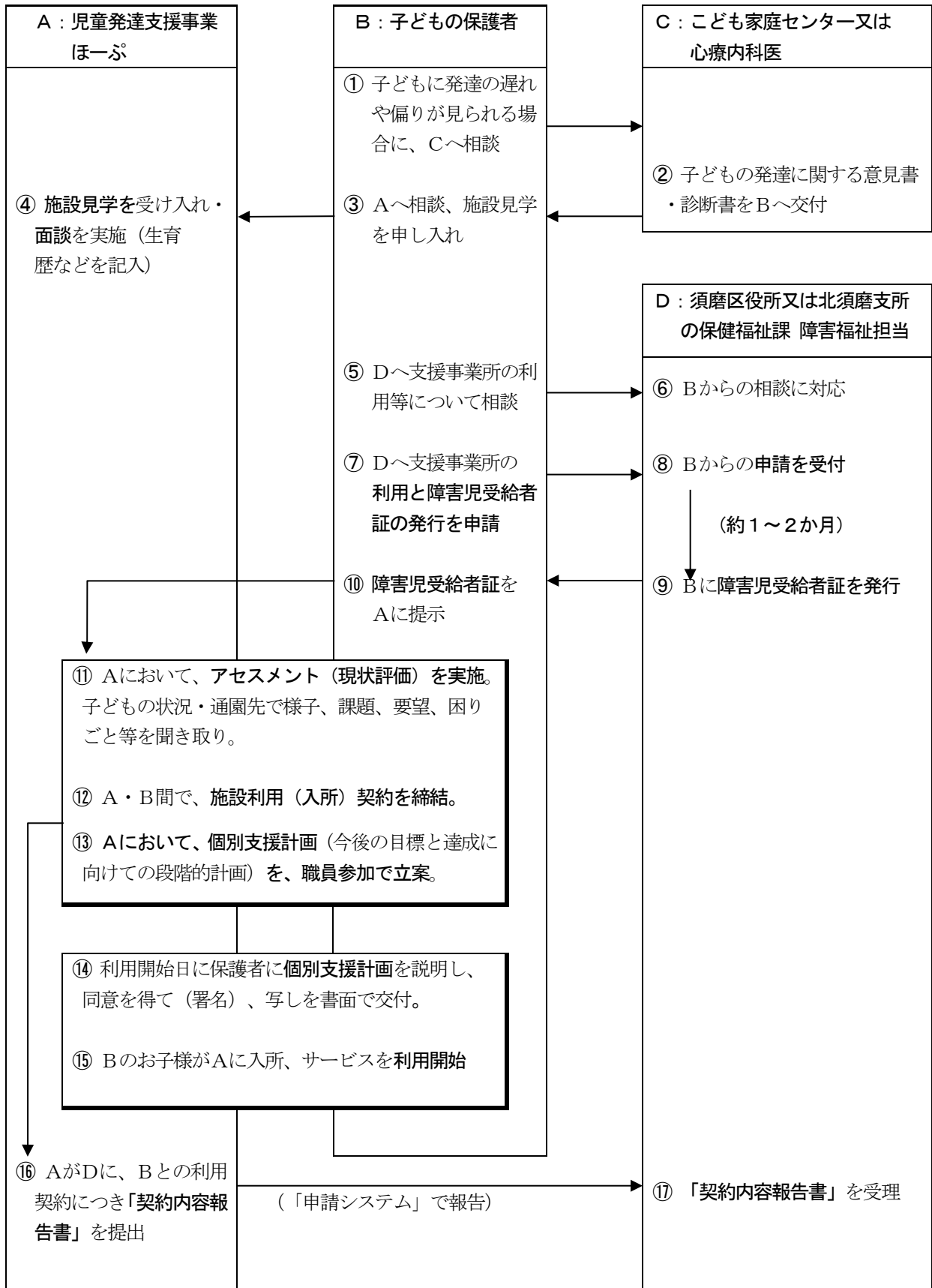
時間帯 区分	年齢区分	月	火	水	木	金	週の 単純計
午 前	(小計)	1	1	1	0	1	4
	2歳児	0	0	0	ほーぷ	0	0
	3～5歳児	1	1	1	職員会議	1	4
午 後	(小計)	8	8	8	8	8	40
	2歳児	0	0	0	0	0	0
	3～5歳児	8	8	8	8	8	40
計	(合計)	9	9	9	8	9	44
	2歳児	0	0	0	0	0	0
	3～5歳児	9	9	9	8	9	44

② 通園先・通園方法別の利用人員

（単位：人）

通園先・通園方法		歳児区分				
		合 計	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
あじさいこども園 園児		7	0	2	3	2
若宮保育園 園児 (タクシー送迎)		4	0	1	1	2
外部 園児	タクシー送迎	0	0	0	0	0
	自力送迎	7	0	1	5	1
合 計 (実人員)		18	0	4	9	5

6 利用までの手続き流れ【参考4】



7 職員体制

(1) 職員構成

管理者 兼 児童発達支援管理責任者	保育士	合計
1	3 (2)	4 (2)

人：() 内書きは非正規職員

(2) 事務執行の分担（4名）

- ① 管理事務、会計事務・給付金請求事務、来客対応
- ② 児童処遇事務（各種書類の作成・記録・管理）
- ③ 遊具等の点検、清掃・消毒
- ④ 建物等の設備点検

(3) 職員会議

- ・ 職員会議、ケース会議、モニタリング会議（3か月・6か月）等を開催。

(4) 職員の研修計画

- ・ 管理者・児童発達支援管理責任者講習会、発達障がい支援者研修
- ・ 神戸市総合児童センター主催の研修、こども発達支援研究会主催の研修
- ・ 新任研修（該当者がある場合）、法人研修
- ・ 虐待防止研修（☞4(2)）、自然災害発生時BCP研修（☞7(8)①）、感染症対策研修（☞7(8)②）
- ・ その他の園内研修の実施（職員会議で研修実施の場合あり）、園外研修への参加

(5) 業務改善

- ・ PDCAサイクル（Plan → Do → Check → Act）方式で、業務改善目標の設定とその振り返り（達成度評価）による業務改善を進める。
- ・ 毎年度、当所の「現状評価」、「利用者アンケート」結果に基づく「保護者の評価」及びそれらを踏まえた当所の「改善目標・内容」をHPで公表している。

(6) 苦情解決体制

- ・ 苦情解決責任者 管理者兼児童発達支援管理責任者
- ・ 苦情受付担当者 主担任

(7) 職員の健康管理

- ・ 健康診断（年1回） きむら内科医院、その他
- ・ インフルエンザ予防接種

(8) 防災・災害対策

- ① 「自然災害発生時における事業継続計画（BCP）」
 - ・ 当法人が、ほ一ぷを対象に、令和6年8月20日付けで制定済み。
 - ・ 概ね四半期ごと（4, 7, 10, 1月頃）の研修と年3回程度の訓練を実施。
- ② 「社会福祉法人あじさい会 感染対策指針Ⅰ」の制定
 - ・ 当法人が、あじさいこども園とほ一ぷを対象として一体的に、感染症の予防及び発生時の拡大防止対策等に取り組むために制定した（令和6年9月25日付け）。
 - ・ 感染対策委員会を、概ね四半期ごとに1回（年4回）開催。
 - ・ 感染対策の研修及び実地訓練を、年2回以上実施。

③ 「感染症発生時における業務継続計画（ＢＣＰ）」

- ・ 当法人が、あじさいこども園とほ一ふを対象として、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等による感染症の発生時における当施設での発生予防、拡大防止及び業務継続に取り組むために制定した（令和６年12月25日付け）。

④ 避難訓練の実施

- ・ 火災発生時の避難・消火訓練、地震発生時の避難等訓練、不審者の侵入に対する訓練

⑤ 防火・防災・防犯設備の点検

⑥ 非常災害時の備蓄物品（食料・水、衛生消耗品等）、持ち出し袋の点検